

指宿広域市町村圏組合管理者等の事務の引継ぎに関する規則

(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第13号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。次条第1項において「法」という。)第292条の規定により準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第123条,第124条,第127条,第128条及び第141条の規定に基づき,管理者,副管理者及び監査委員の事務引継に関し,必要な事項を定めるものとする。

(管理者の事務引継)

第2条 令第123条第2項前段の規定により前任の管理者が後任の管理者に事務を引き継ぐことができなため副管理者に引き継ぐ場合において,副管理者に事故があるとき,又は副管理者が欠けたときは,法第152条第2項又は第3項の規定による管理者の職務を代理する者(以下「管理者職務代理者」という。)にこれを引き継がなければならない。

2 前項の場合において,管理者職務代理者は,後任の管理者の就任前に副管理者に事務を引き継ぐことができるようになったときは,直ちに副管理者にこれを引き継がなければならない。

(副管理者の事務引継)

第3条 令第127条の規定により前任の副管理者が,管理者から委任された事務を管理者に引き継ぐ場合において,管理者に事故があるとき,又は管理者が欠けたときは,管理者職務代理者にこれを引き継がなければならない。

2 前項の場合において,管理者職務代理者は,管理者に事務を引き継ぐことができるようになったときは,直ちに管理者にこれを引き継がなければならない。

(監査委員の事務引継)

第4条 令第141条の規定により前任の監査委員が,後任の監査委員に事務を引き継ぐことができなため他の監査委員に引き継ぐ場合において,その監査委員に事故があり,又は欠けたときは,事務局長にこれを引き継がなければならない。

2 前項の場合において、引継ぎを受けた事務局長は、後任の監査委員の就任前に他の監査委員が事務を引き継ぐことができるようになったときは、直ちにその監査委員にこれを引き継がなければならない。

(前任者の事故)

第5条 前任者が死亡その他の事故により事務の引継ぎを行うことができなくなったときは、次の各号に掲げる者がこれに代わって事務の引継ぎをしなければならない。

(1) 前任者が管理者であるときは、副管理者（副管理者に事故があるとき、又は副管理者が欠けたときは、管理者職務代理者）

(2) 前任者が副管理者であるときは、管理者（管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者職務代理者）

(3) 前任者が監査委員であるときは、他の監査委員（他の監査委員に事故があるとき、又は他の監査委員が欠けたときは、事務局長）

(立会者)

第6条 事務の引継ぎをする場合には、次の各号に掲げる者が立ち会わなければならない。

(1) 管理者の事務の引継ぎにあつては、副管理者（副管理者に事故があるとき、又は副管理者が欠けたときは、管理者職務代理者）

(2) 副管理者の事務の引継ぎにあつては、管理者（管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者職務代理者）

(3) 監査委員の事務の引継ぎにあつては、他の監査委員（他の監査委員に事故があるとき、又は他の監査委員が欠けたときは、事務局長）

(事務引継書等の様式)

第7条 令第124条（令第141条において準用する場合を含む。）の規定により作成すべき書類、帳簿、財産目録等は、第1号様式及び第2号様式に定めるものとする。

(署名及び押印)

第8条 事務引継が完了したときは、事務引継書を作成して当該事務の前任者及び後任者並びに立会者はこれに署名押印しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

引 継 書

年 月 日
引継をする。

につき、別紙書類、帳簿等により事務

年 月 日

前任者

職

氏 名

㊦

後任者

職

氏 名

㊦

立会人

職

氏 名

㊦

第2号様式（第7条関係）

第1（管理者、副管理者及び監査委員の事務の引継ぎの場合）

懸案事項

- 1 処分未了の事項
- 2 未着手の事項
- 3 将来企画すべき事項

注 各事項について、処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を掲載すること。

第2（管理者、副管理者及び監査委員の事務の引継ぎの場合）

書類等の目録

1 書類

| 題名 | 冊数 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |

2 帳簿

| 題名 | 冊数 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |

3 証書

| 題名 | 通数 | 契約者氏名 | 備考 |
|----|----|-------|----|
| | | | |
| | | | |

第3（管理者の事務の引継ぎの場合）

財産目録

1 公有財産

（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）別記財産に関する調書様式に準ずる。）

2 物品

（規則別記財産に関する調書様式に準ずる。）

3 債権

（規則別記財産に関する調書様式に準ずる。）

4 基金

（規則別記財産に関する調書様式に準ずる。）

負債目録

地方債（規則別記予算に関する説明書様式中「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」に準ずる。）

第4（管理者の事務の引継ぎの場合）

| | | | | |
|--|-----|------|------|------|
| 年度 指宿広域市町村圏組合会計 収支計算書 （ 年 月 日現在） | | | | |
| 収入済額 | 円 | | | |
| 支出済額 | 円 | | | |
| 差引現在高 | 円 | | | |
| 内 訳 | | | | |
| 歳入科目 | 予算額 | 調定額 | 収入済額 | 未収入額 |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |
| 歳出科目 | 予算額 | 支出済額 | 残 額 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

備 考

- 1 引継ぎの時期が2年度にわたるときは，年度毎に作成すること。
- 2 歳入科目及び歳出科目には，予算の款を書くこと。